

事務連絡
令和元年 9 月 4 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第3報）

- 新たに「令和元年度の教育計画書」の作成が必要となります。
- 前期分の「教育計画書」及び既に教育を終了した分の実施年月内容等を記載した書類（以下「教育実施簿」と記載）は、保存しておく必要があります。

これまで、前期・後期に分けて「教育計画書」を作成されておりますが、今後は、分けることなく年度ごとに作成しなければなりません。

ただし、本年度に限っては、すでに前期分の「教育計画書」は作成されておりますことから、改めて、既に実施済みの教育の部分も含めた「令和元年度の教育計画書」を作成しなければなりません。

本来であれば、教育期間の1ヶ月前までに作成し備えなければなりません。今回の規則改正・施行が年度の途中になされたことから、施行翌日から起算して3ヶ月以内、つまり本年11月30日までに作成し備えなければならないこととなります。

なお、「令和元年度の教育計画書」を作成しますので、「後期分の教育計画書」作成の必要はありません。

※ 上記内容については、9月4日、警察本部と打合せ済み。